

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第2章の2 指定登録機関（第12条—<u>第12条の8</u>）</p> <p>第3章～第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）及び建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号。<u>以下「条例」という。</u>）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（提出書類の部数及び経由）</p> <p>第2条 法、省令及びこの規則の規定により<u>知事若しくは広域振興局長若しくは地方振興局長（以下「局長」という。）又は国土交通大臣に提出する書類の提出部数は、知事に提出する書類にあつては正副2部、局長に提出する書類にあつては1部、国土交通大臣に提出する書類にあつては正副3部とする。</u></p> <p>2 前項の書類のうち知事又は国土交通大臣に提出する書類は、所管する<u>局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>（<u>免許</u>の申請）</p> <p>第3条 <u>法第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級・木造建築士免許申請書（様式第1号。以下「免許申請書」という。）に、戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第2章の2 指定登録機関（第12条—<u>第12条の10</u>）</p> <p>第3章～第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）及び建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（提出書類の部数及び経由）</p> <p>第2条 法、省令及びこの規則の規定により提出する書類の提出部数は、<u>知事その他の国土交通大臣以外の者に提出する書類にあつては1部、国土交通大臣に提出する書類にあつては正副3部とする。</u></p> <p>2 前項の書類のうち知事又は国土交通大臣に提出する書類は、所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）</u>を経由しなければならない。</p> <p>（<u>登録</u>の申請）</p> <p>第3条 <u>法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、別に定める様式による二級・木造建築士登録申請書（以下「登録申請書」という。）に戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄本等」という。）及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）を添えて、<u>法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）</u>に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>登録申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（</u></p>

2 前項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(免許)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録して、二級（木造）建築士免許証（様式第2号。以下「免許証」という。）を交付する。

2 知事は、前項の審査の結果申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めるときは、その理由を付し、免許申請書を申請者に返却する。

(登録事項の変更)

第6条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に二級・木造建築士登録事項変更届（様式第3号）に免許証及び戸籍抄本を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合においては、名簿を訂正し、且つ、免許証を書き換えて、届出人に交付する。

(免許証の再交付の申請及び返納)

第7条 二級建築士又は木造建築士は、免許証を汚損し、又は紛失した場合においては、遅滞なく二級・木造建築士免許証再交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 免許証を汚損した二級建築士又は木造建築士が前項の規定による申請をする場合は、前項の申請書に当該免許証を添え

以下「免許用写真」という。）をはり付けるとともに、当該免許用写真と同じ写真を添えなければならない。

3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、登録申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(登録等)

第4条 指定登録機関は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録して、二級（木造）建築士免許証明書（様式。以下「免許証明書」という。）を交付するものとする。

2 指定登録機関は、前項の審査の結果申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めるときは、その理由を付し、登録申請書を申請者に返却するものとする。

(登録事項の変更及び免許証明書の書換え交付)

第6条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる事項（性別を除く。）に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、免許用写真をはり付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書書換え交付申請書に免許証明書、戸籍謄本等及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる事項のうち性別に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、別に定める様式による二級・木造建築士性別変更届に戸籍謄本等を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。

3 指定登録機関は、前2項の規定による申請又は届出があった場合においては名簿を訂正し、かつ、第1項の規定による申請があった場合においては免許証明書を書き換えて申請者に交付するものとする。

(免許証明書の再交付の申請及び返納)

第7条 二級建築士又は木造建築士は、免許証明書を汚損し、又は紛失した場合においては、遅滞なく、免許用写真をはり付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書再交付申請書に戸籍謄本等及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。

2 免許証明書を汚損した二級建築士又は木造建築士が前項の規定による申請をする場合は、二級・木造建築士免許証明書

なければならない。

- 3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定による申請により免許証の再交付を受けた後、紛失した免許証を発見した場合においては、発見した日から7日以内に、当該発見した免許証を知事に返納しなければならない。

(免許取消しの申請、免許証の返納等)

第8条 二級建築士又は木造建築士は、二級建築士又は木造建築士の免許の取消しの申請をしようとする場合においては、二級・木造建築士免許取消申請書(様式第5号)に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 法第8条の2の規定による死亡等の届出は、二級・木造建築士死亡等届(様式第6号)に免許証を添えて行わなければならない。

- 3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に二級・木造建築士失踪届(様式第7号)に免許証を添えて知事に提出しなければならない。

- 4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(登録抹消)

第9条 知事は、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

- 2 知事は、前項の規定によって登録をまっ消した名簿を、まっ消した日から5年間保存する。

(住所等の届出等)

第10条 法第5条の2第1項又は第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の行う住所等の届出は二級・木造建築士住所等届(様式第8号)、法第5条の2第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の変更の届出は二級・木造建築士住所等変更届(様式第9号)により行わなければならない。

(名称等の変更の届出)

第12条の2 法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、法第10条の20第3

再交付申請書に当該免許証明書を添えなければならない。

- 3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定による申請により免許証明書の再交付を受けた後、紛失した免許証明書を発見した場合においては、発見した日から7日以内に、当該発見した免許証明書を指定登録機関に返納しなければならない。

(免許取消しの申請、免許証明書の返納等)

第8条 二級建築士又は木造建築士は、二級建築士又は木造建築士の免許の取消しの申請をしようとする場合においては、別に定める様式による二級・木造建築士免許取消申請書に免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 法第8条の2の規定による死亡等の届出は、別に定める様式による二級・木造建築士死亡等届に免許証明書を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

- 3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、別に定める様式による二級・木造建築士失踪届に免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証明書を指定登録機関に返納しなければならない。

(登録抹消)

第9条 指定登録機関は、知事が二級建築士又は木造建築士の免許を取り消した場合においては、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記載するものとする。

- 2 指定登録機関は、前項の規定によって登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存しなければならない。

(住所等の届出)

第10条 法第5条の2第1項又は第3項の規定による届出は別に定める様式による二級・木造建築士住所等届を、同条第2項の規定による届出は別に定める様式による二級・木造建築士住所等変更届をそれぞれ知事に提出することにより行わなければならない。

(名称等の変更の届出)

第12条の2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をし

項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第12条の8 [略]

(受験申込書)

第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))が二級建築士試験事務又は木造建築士試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別に定める受験申込書に次の書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 申請前6月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 指定試験機関が二級建築士試験事務及び木造建築士試験事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行う二級建

ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第12条の8 [略]

(指定登録機関への書類の交付)

第12条の9 知事は、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に定める事項を記載した書類を交付する。

(1) 第8条第3項、法第5条の2又は法第8条の2の規定による届出 当該届出に係る事項

(2) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(3) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号)第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 同令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第12条の10 知事は、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知する。

(1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

(2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

(3) 処分の内容及び処分をした年月日

(受験申込書)

第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、別に定める様式による受験申込書に次の書類を添え、法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))の定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真

築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に、前項各号に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない

(合格の通知)

第17条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者にその旨を通知する。

2 知事又は指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) [略]

2 [略]

(登録事項の変更の届出)

第20条 法第23条の5第1項の規定による登録事項の変更の届出は、一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届(様式第10号)により行わなければならない。

(廃業等の届出)

第21条 法第23条の7の規定による廃業等の届出は、一級・二級・木造建築士事務所廃業等届(様式第11号)に建築士事務所に係る登録通知書を添えて行わなければならない。

(合格の通知)

第17条 指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者にその旨を通知するものとする。

2 指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知するものとする。

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) [略]

2 [略]

(登録事項の変更の届出)

第20条 法第23条の5第1項の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届を所管する局長に提出することにより行わなければならない。

(廃業等の届出)

第21条 法第23条の7の規定による廃業等の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所廃業等届に建築士事務所に係る登録通知書を添えて所管する局長に提出することにより行わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第11号までを削り、附則の次に次の様式を加える。

様式(第4条関係)

(表)

二級(木造)建築士免許証明書	
(氏名)	年月日生
二級(木造)建築士登録番号	第 号
登録年月日	年月日
建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による免	
写 真 (縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル)	

許を受けた二級（木造）建築士であることを証明する。

年 月 日

岩手県指定登録機関

社団法人岩手県建築士会会長 氏

名印

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築士法施行細則の規定により交付されている二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「旧免許証」という。）は、この規則による改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定の適用に関しては、改正後の規則の規定により交付されている二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書とみなす。
- この規則の施行の際現に旧免許証を所有している者が改正後の規則の規定による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付を受けようとする場合の申請については、改正後の規則第6条第1項の規定の例による。
- 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。